

改正派遣法に 早めに対応を

人材派遣会社がセミナー

総合人材サービスのテン
プスタッフフォーラム(新
潟県新潟市)は16日、20
15年9月の労働者派遣法
の改正に伴う「派遣可能期
間延長手続き対策セミナ



ー」を浦添市でだこホール
で開いた。講師を務めた同
社の風悟法務室マネジャー
||写真||は「(法改正で)
手続きが複雑になり、スケ
ジュールを立てて取り組む
必要がある」と語った。セ
ミナーには企業の人事担当
者ら20人が参加した。

嵐氏は改正派遣法で定め
られた3年間の派遣可能期
間に関して、今年秋以降
に派遣利用の期限を迎える
企業が出てくると説明。改
正前より複雑化した手続き
が適正に実施できなければ
「違法派遣」状態となり、
「予期せぬ直接雇用が発生
する可能性もある」と話し
た。

事業所が延長手続きをし
なければ「(他の派遣労働
者の)契約期間が担保でき
なくなることもある」と早
めの対応を呼び掛けた。